

Sample

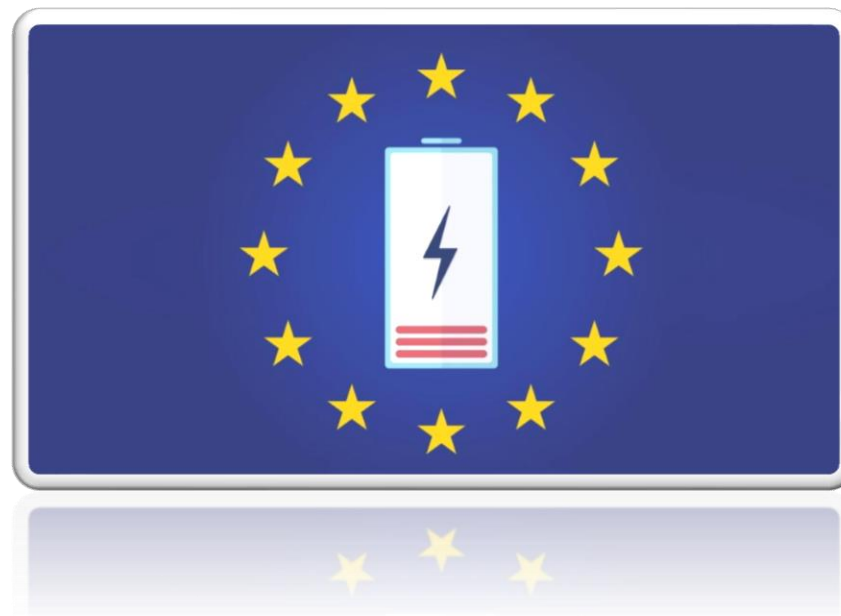


【詳細解説】 欧州電池規則の内容

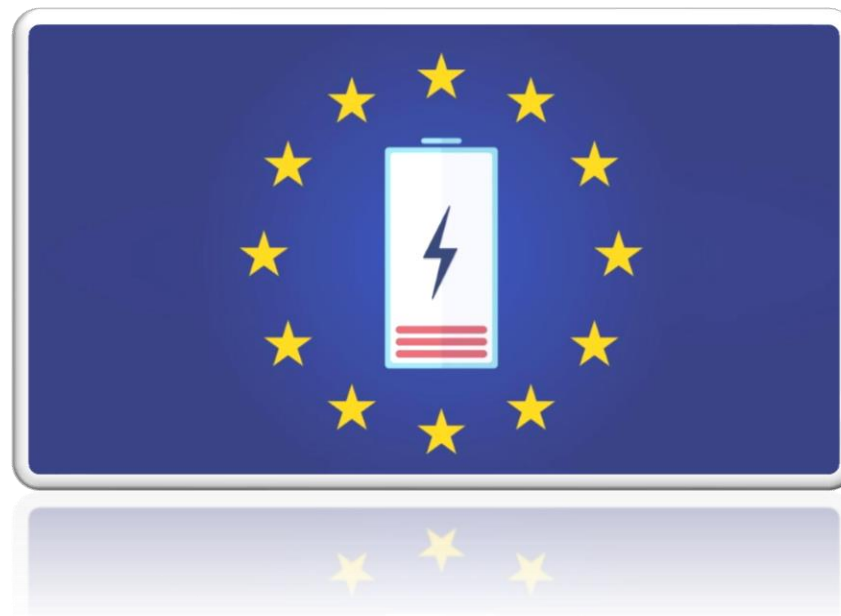


BLUE SKY TECHNOLOGY, INC.

1. 背景
2. 発行
3. 構成
4. 適用範囲
5. 電池区分
6. 事業者
7. プロセス概略
8. スケジュール
9. 主要項目の解説
10. 関連業界動向トピック



1. 背景
2. 発行
3. 構成
4. 適用範囲
5. 電池区分
6. 事業者
7. プロセス概略
8. スケジュール
9. 主要項目の解説
10. 関連業界動向トピック



1. 背景①

欧州電池規則制定の背景には、**2019年**に発表された『**欧州グリーンディール**』の政策があります。



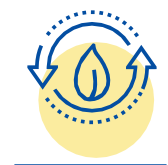
2050年までに気候中立を実現します



汚染を削減し、人間の生活や動植物を守ります



企業がクリーンな製品と技術の世界的リーダーになることを支援します



気候中立への移行が公正で包摂的であることを担保します



何を するのか?

- 気候**
EUは、2050年には**気候中立**を実現します。
欧州委員会は「欧州気候法」案を提出して、政治的なコミットメントを法律で義務化し、投資を喚起します。
この目標を達成するには、EU経済の全ての部門による取り組みが必要です。
- エネルギー**
エネルギー部門を脱炭素化します。
エネルギーの生産と使用はEUの温室効果ガス排出量の**75%**以上を占めています。
- 建築**
建物を改修し、エネルギー料金・使用量の削減を促進します。
EUのエネルギー消費の**40%**は建物によるものです。
- 産業**
産業のイノベーションを促進し、グリーン経済で世界のリーダーになることを支援します。
欧州の産業は再生材を**12%**しか使用していません。
- モビリティ**
よりクリーンで、低コストかつ健康的な私的移動手段や公共交通形態を普及させます。
輸送はEUの排出量の**25%**を占めています。

1. 背景②

『欧州グリーンディール』の重要な柱の一つとして、2020年に『**新循環型経済行動計画**』が欧州委員会により公表されました。

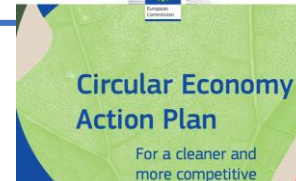
- 持続可能な製品の立法イニシアチブ(Sustainable Product Legislative Initiative)

持続可能な製品やサービスを標準化させ、製品の設計段階から廃棄が出ないようにすることを求める



ESKY

重点取組の対象7分野



1. 背景
2. **発行**
3. 構成
4. 適用範囲
5. 電池区分
6. 事業者
7. プロセス概略
8. スケジュール
9. 主要項目の解説
10. 関連業界動向トピック



2. 発行

Sample

欧州グリーンディール 2019

新循環型経済行動計画 2020

Directive

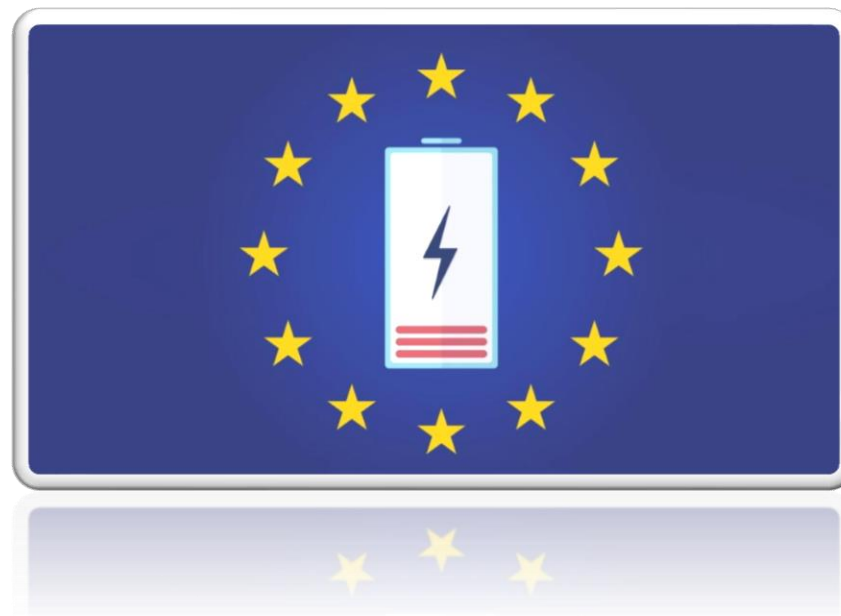
欧州電池指令
2006/66/EC



・法的枠組みを加盟各
つ**「規則」**へ格上げ


・これまでの**「指令」**は、
本**「規則」**ではライフサ
ローする

1. 背景
2. 発行
- 3. 構成**
4. 適用範囲
5. 電池区分
6. 事業者
7. プロセス概略
8. スケジュール
9. 主要項目の解説
10. 関連業界動向トピック



3. 構成① ; 全体構成

Sample



Brussels, 18 January 2023
(OR. en)

5469/23

Interinstitutional File:
2020/0353(COD)

ENV 41
ENT 10
MI 30
CODEC 41

OUTCOME OF PROCEEDINGS

From: General Secretariat of the Council
To: Delegations
No. prev. doc.: 5217/23
No. Clon doc.: 13944/20 + ADD 1 - COM(2020) 798 final + Annex
Subject: Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council concerning batteries and waste batteries, repealing Directive 2006/66/EC and amending Regulation (EU) No 2019/1020
- Letter to the Chair of the European Parliament Committee on the Environment, Public Health and Food Safety (ENVI)

Following the Permanent Representatives Committee meeting of 18 January 2023 which endorsed the final compromise text with a view to agreement, delegations are informed that the Presidency sent the attached letter, together with its Annex, to the Chair of the European Parliament Committee on the Environment, Public Health and Food Safety (ENVI).

5469/23 TREE.1.A KR/am 1 EN



3. 構成② ; 本文

全14章 96条



Chapter	Title	Article 条
第1章	総則 (General Provisions)	第1条 - 第10条
第2章	業務の執行 (Execution of Business)	第11条 - 第25条
第3章	株主総会 (General Meeting of Shareholders)	第26条 - 第35条
第4章	取締役会 (Board of Directors)	第36条 - 第45条
第5章	監査役会 (Board of Auditors)	第46条 - 第55条
第6章	役員報酬 (Director Compensation)	第56条 - 第65条
第7章	株主の権利 (Shareholder Rights)	第66条 - 第75条
第8章	株主名簿 (Share Register)	第76条 - 第85条
第9章	株券 (Shares)	第86条 - 第95条
第10章	株式移転 (Share Transfer)	第96条 - 第105条
第11章	合併 (Merger)	第106条 - 第115条
第12章	解散 (Liquidation)	第116条 - 第125条
第13章	附則 (Supplementary Provisions)	第126条 - 第135条
第14章	施行期日 (Effective Date)	第136条 - 第145条

第1章 総則 (General Provisions)

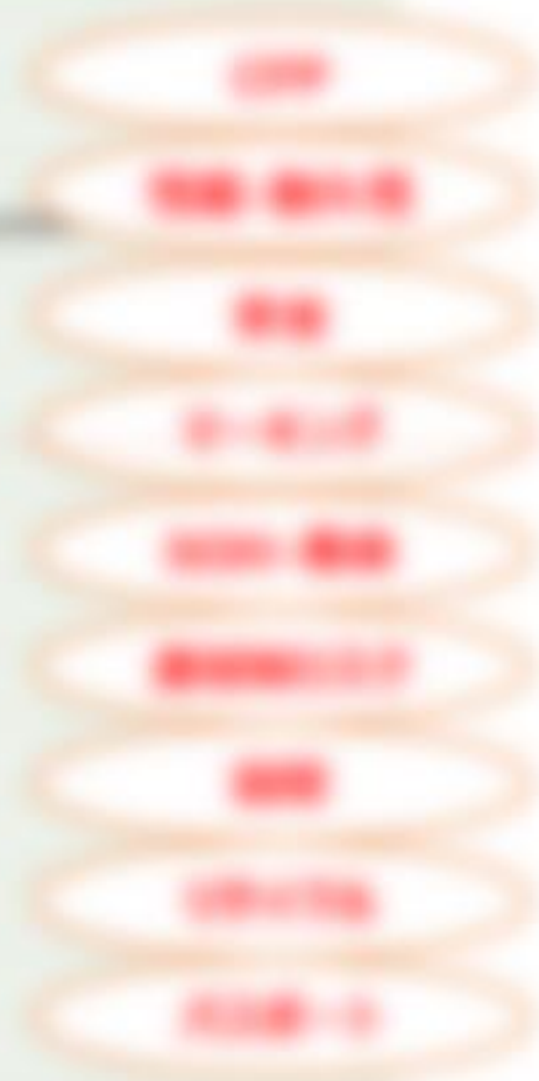
- 第1条 目的 (Purpose)
- 第2条 名称 (Name)
- 第3条 住所 (Registered Office)
- 第4条 業務の範囲 (Business Scope)
- 第5条 資本 (Capital)
- 第6条 株主総会 (General Meeting of Shareholders)
- 第7条 取締役会 (Board of Directors)
- 第8条 監査役会 (Board of Auditors)
- 第9条 役員報酬 (Director Compensation)
- 第10条 株主の権利 (Shareholder Rights)

2024年10月1日施行

3. 構成③ ; 付属書

Annex	Title
-------	-------

1	Annex 1	1
2	Annex 2	2
3	Annex 3	3
4	Annex 4	4
5	Annex 5	5
6	Annex 6	6
7	Annex 7	7
8	Annex 8	8
9	Annex 9	9
10	Annex 10	10
11	Annex 11	11
12	Annex 12	12
13	Annex 13	13
14	Annex 14	14
15	Annex 15	15
16	Annex 16	16
17	Annex 17	17
18	Annex 18	18
19	Annex 19	19
20	Annex 20	20
21	Annex 21	21
22	Annex 22	22
23	Annex 23	23
24	Annex 24	24
25	Annex 25	25
26	Annex 26	26
27	Annex 27	27
28	Annex 28	28
29	Annex 29	29
30	Annex 30	30
31	Annex 31	31
32	Annex 32	32
33	Annex 33	33
34	Annex 34	34
35	Annex 35	35
36	Annex 36	36
37	Annex 37	37
38	Annex 38	38
39	Annex 39	39
40	Annex 40	40
41	Annex 41	41
42	Annex 42	42
43	Annex 43	43
44	Annex 44	44
45	Annex 45	45
46	Annex 46	46
47	Annex 47	47
48	Annex 48	48
49	Annex 49	49
50	Annex 50	50



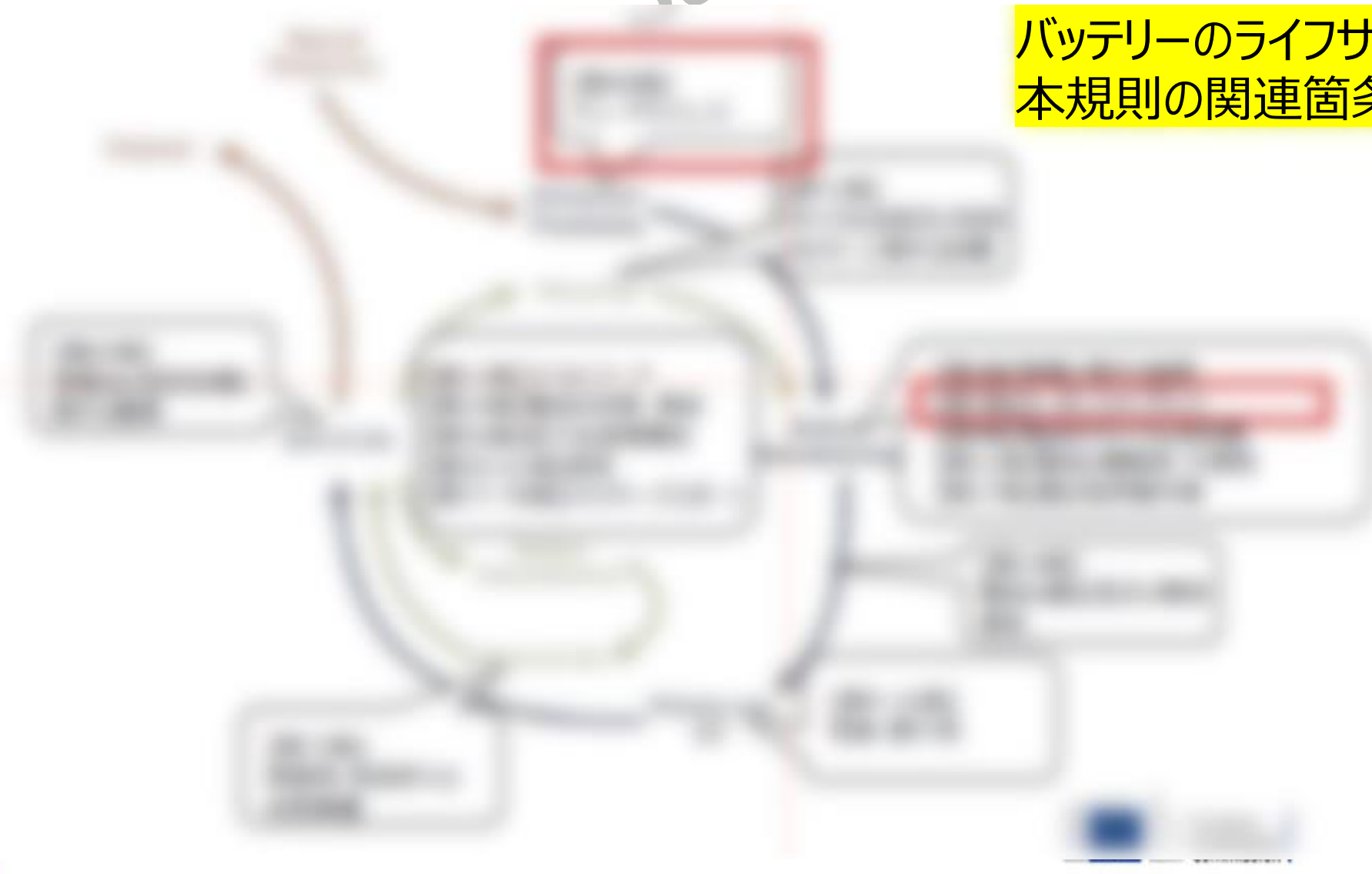
Sample

1. 背景
2. 発行
3. 構成
4. **適用範囲**
5. 電池区分
6. 事業者
7. プロセス概略
8. スケジュール
9. 主要項目の解説
10. 関連業界動向トピック

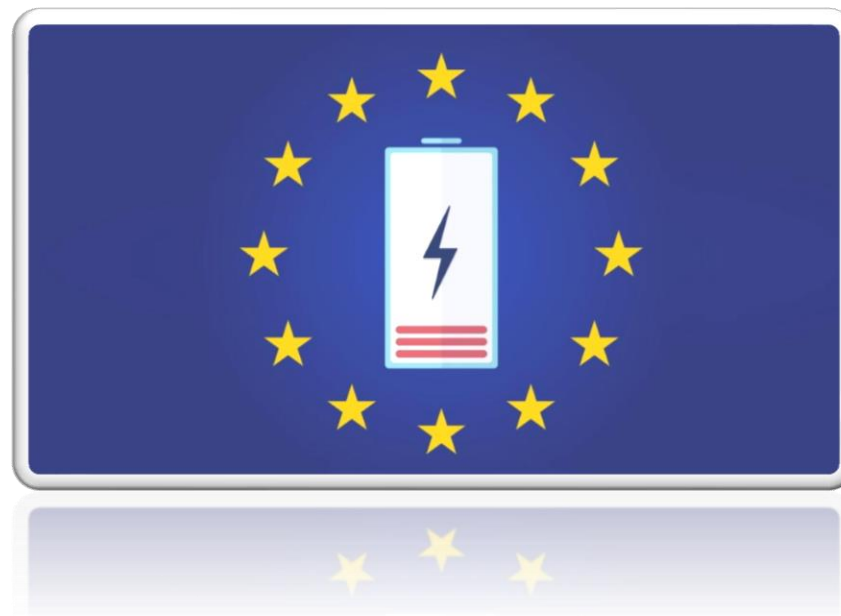


4. 適用範囲

バッテリーのライフサイクルにおける
本規則の関連箇条



1. 背景
2. 発行
3. 構成
4. 適用範囲
- 5. 電池区分**
6. 事業者
7. プロセス概略
8. スケジュール
9. 主要項目の解説
10. 関連業界動向トピック



5. 電池区分

- ✓ 区分により、適用時期や、要求事項が決められている。
- ✓ LIBに限定された規則ではない。



①EV/HEVバッテリー



②LSI（軽量輸送）バッテリー



③SLI（始動、点灯）バッテリー



④産業用バッテリー



⑤ポータブルバッテリー



⑥汎用ポータブルバッテリー

乾電池、ボタン電池

1. 背景
2. 発行
3. 構成
4. 適用範囲
5. 電池区分
- 6. 事業者**
7. プロセス概略
8. スケジュール
9. 主要項目の解説
10. 関連業界動向トピック



6. 事業者

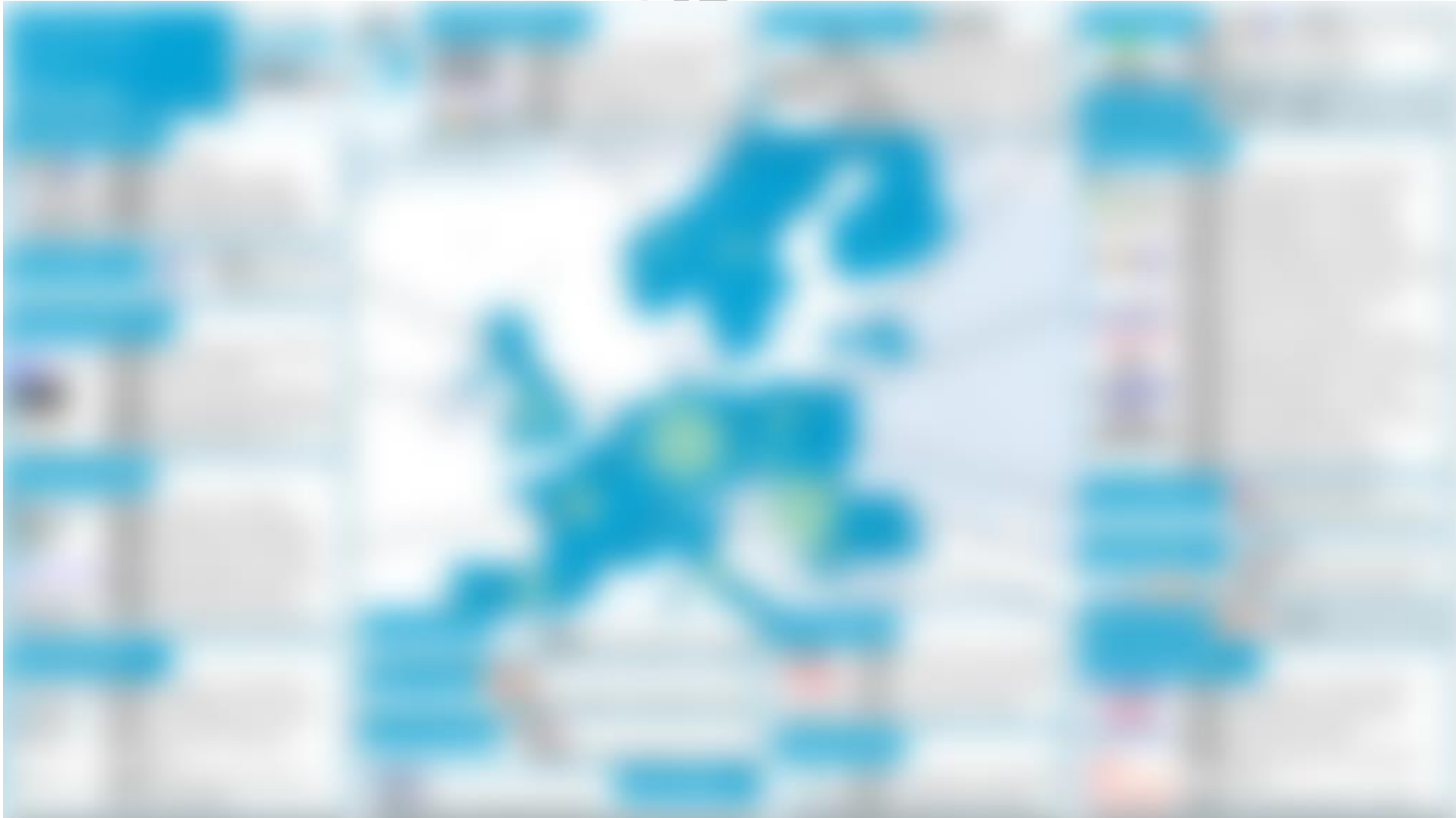


6. 事業者 (トピック①)

①セルメーカー



BLUE SKY



CONFIDENTIAL INFORMATION - NOT TO BE DISCLOSED

6. 事業者 (トピック②)

②リサイクル業者



BLUE SKY



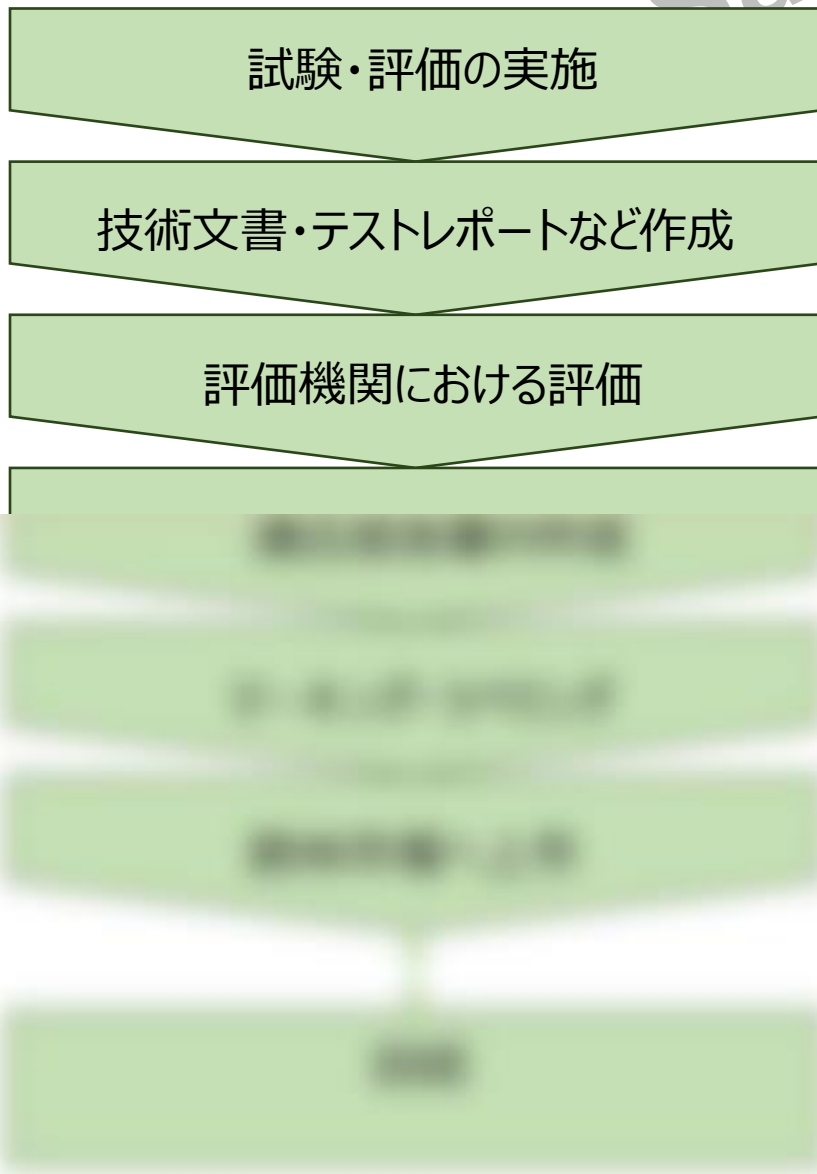
© 2023 BLUE SKY. ALL RIGHTS RESERVED.

Sample

1. 背景
2. 発行
3. 構成
4. 適用範囲
5. 電池区分
6. 事業者
7. プロセス概略
8. スケジュール
9. 主要項目の解説
10. 関連業界動向トピック



7.プロセス概略



- 要件に対する製品の試験および評価

- 図面・規格・仕様など技術文書
- 品質システムおよび品質試験結果など品質文書
- CFP算定結果など

- 評価機関（Notified Body）における適合性評価

- 適合宣言書を作成

- (Blurred)

- (Blurred)

Sample

1. 背景
2. 発行
3. 構成
4. 適用範囲
5. 電池区分
6. 事業者
7. プロセス概略
- 8. スケジュール**
9. 主要項目の解説
10. 関連業界動向トピック



8. スケジュール (EVバッテリーの場合)

- CFP
- SDD
- Recycled Material
- BP



1. 背景
2. 発行
3. 構成
4. 適用範囲
5. 電池区分
6. 事業者
7. プロセス概略
8. スケジュール
- 9. 主要項目の解説**
10. 関連業界動向トピック



9. 主要項目の解説



条項	タイトル	ページ
1	1. 概要	1
2	2. 目的	2
3	3. 適用範囲	3
4	4. 定義	4
5	5. 組織	5
6	6. 役割	6
7	7. 責任	7
8	8. 権限	8
9	9. 報告	9
10	10. 記録	10
11	11. 変更	11
12	12. 廃止	12
13	13. 付録	13
14	14. 参考文献	14
15	15. 用語集	15
16	16. 索引	16
17	17. 履歴	17
18	18. 承認	18
19	19. 改訂	19
20	20. 最終版	20

Sample

9. 主要項目の解説 第6条：物質の制限

ポイント

①規則(EC)No 1907/2006の附属書XVIIおよび②指令2000/53/ECの第4条(2)ポイント(a)に規定されている制限に加えて、バッテリーには、③本規則の附属書Iに制限が含まれている物質を、その制限の条件が遵守されていない限り、含有してはならない。

①規則(EC)No 1907/2006の附属書XVII

[Redacted content]

②指令2000/53/ECの第4条(2)ポイント(a)

[Redacted content]

③本規則の附属書I

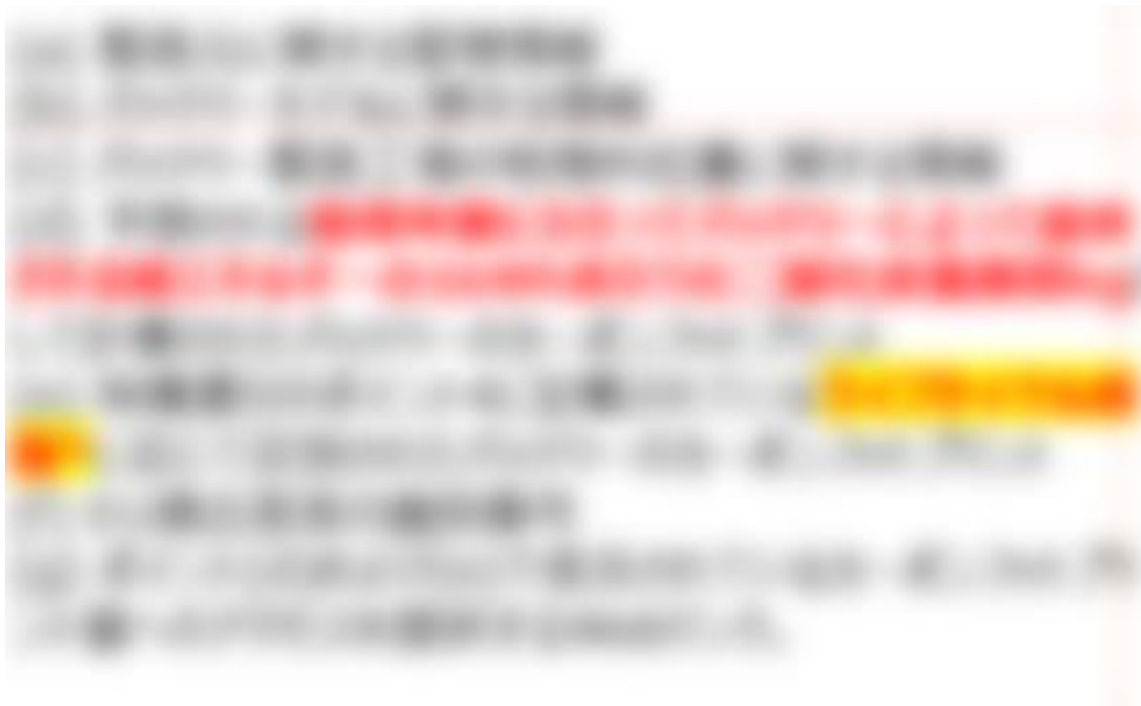
[Redacted content]

9. 主要項目の解説 第7条：カーボンフットプリント（CFP）①

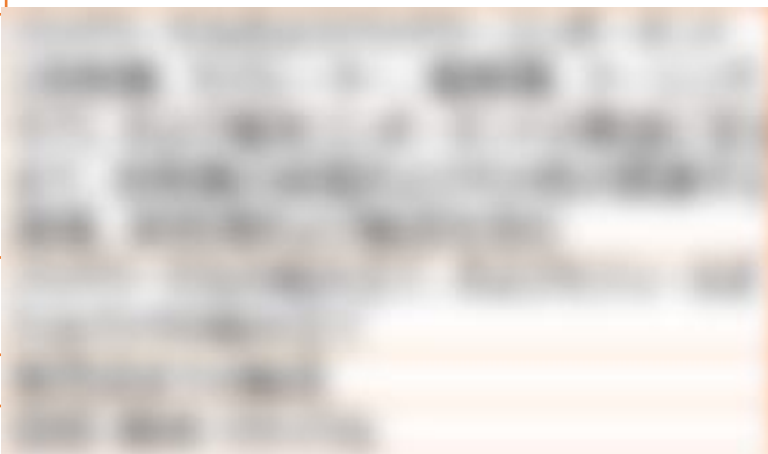
ポイント

カーボンフットプリント宣言に関する必要情報および実施時期の明確化

各用途の電池は、製造工場ごとの各電池の型式に対して、下記内容のカーボンフットプリント宣言を作成する。



ライフサイクル段階*

ライフサイクル段階	関連するプロセス
原材料の製造と前処理	
製品生産	
流通	
エンドオブライフ	

*注：倉庫保管は含まれない

9. 主要項目の解説 第7条：カーボンフットプリント（CFP）②



CFPの適用範囲



9. 主要項目の解説 第7条：カーボンフットプリント（CFP）③

CFPの適用日程

- EV用→産業用→LMT用にて順次適用開始
- CFP宣言から閾値の要件を満たすまでに3年

カーボンフットプリント 宣言 CO ₂ 総排出量を申告	EV
	産業
	LMT
カーボンフットプリント 性能クラス 性能クラス分類の導入	EV
	産業
	LMT
最大閾値 要件 上限値の設定	EV
	産業
	LMT

*罰則については今後
委員会にて規定

CFPの算出ルールガイドライン（案）

✓ 2024/4/29に欧州議会によりCFP算出ルールガイドライン案が提示された。

適用範囲	対象となるライフサイクルステージ範囲	輸送に関する詳細
	1次データ必須工程 主な製造工程および輸送	
	その他の工程 1次データまたは2次データの参照を条件により使い分ける 2次データ利用は欧州プラットフォームのLCDNを使用または Guide for EF^compliant datasetsに準拠したデータ	

9. 主要項目の解説 第8条：リサイクル含有量



ポイント

1. 再生資源の含有率を算出する際の算入範囲
2. 再生資源の含有率を算出する際の算出範囲
3. 再生資源の含有率を算出する際の算出範囲

再生資源の含有率		
再生資源	含有率	算入範囲
再生資源	含有率	算出範囲
再生資源	含有率	算出範囲
再生資源	含有率	算出範囲

9. 主要項目の解説 第10条：性能と耐久性

ポイント

（本条において、性能と耐久性に関する事項は、本条第1項第1号及び第2号に規定する事項に該当する。）

附属書 IV のパート A

電気化学的性能と耐久性に関連するパラメータ

- 1. 電極の面積
- 2. 電極の材質
- 3. 電極の形状
- 4. 電極の位置
- 5. 電極の処理
- 6. 電極の測定条件
- 7. 電極の測定結果

附属書IVのパートB

パラメータの測定値を説明するための要素

- 1. 測定方法
- 2. 測定装置
- 3. 測定条件
- 4. 測定結果
- 5. 測定結果の解釈
- 6. 測定結果の比較
- 7. 測定結果の検証

9. 主要項目の解説 第13条：ラベリングとマーキング

ポイント



附属書 VI のパートB

個別収集記号



附属書 VI のパートA



附属書 VI のパートC

一般的に入手可能なQRリーダーで読み取れること



バッテリーパスポート（後述）



9. 主要項目の解説 第14条：健康状態と期待寿命

ポイント

EVにおける健康寿命を決定するパラメータ

EVにおける健康寿命を決定するパラメータ

健康寿命を決定するパラメータ

健康寿命を決定するパラメータ

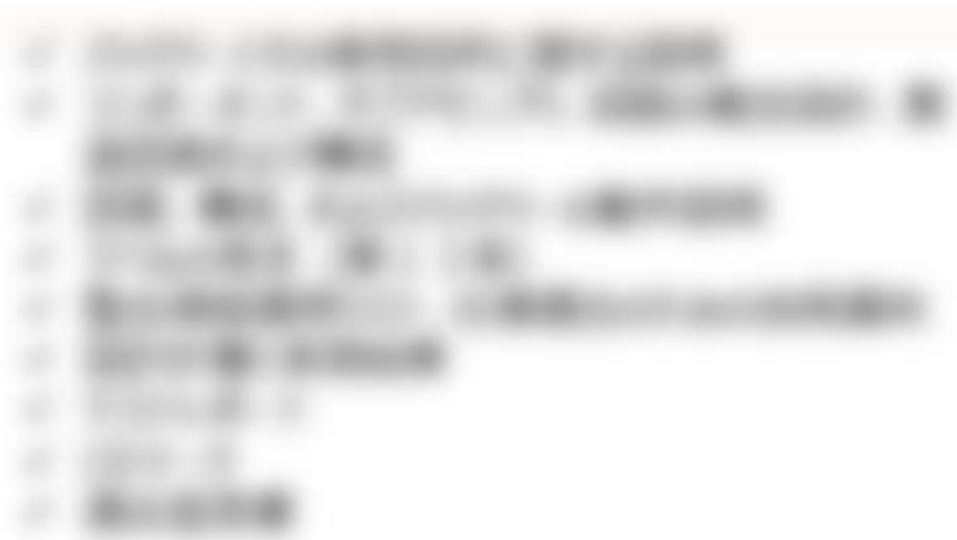
9. 主要項目の解説 第17条：適合性評価手順

ポイント

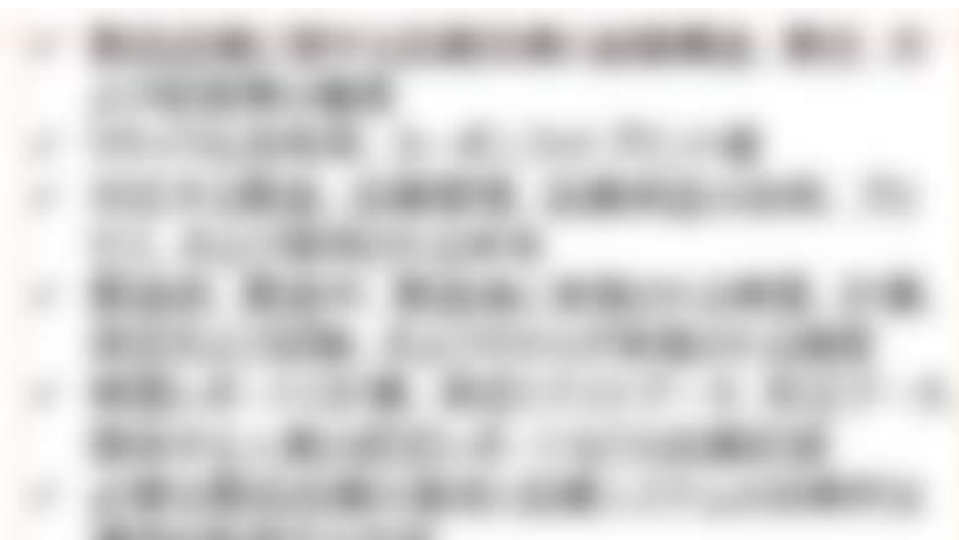
適合性評価は以下内容にて実施

- ✓ 内部生産管理（附属書VIIIのパートA）
- ✓ 生産プロセスの品質保証（附属書VIIIのパートB）

内部生産管理（附属書VIIIのパートA）により
要求される文書



生産プロセスの品質保証（附属書VIIIのパートB）により要求される文書



認証機関(Notified Body)により審査を受ける

9. 主要項目の解説 第18条：EU適合宣言

ポイント

Sample



適合宣言に定められた要件

要件1	...
要件2	...
要件3	...
要件4	...
要件5	...
要件6	...

適合宣言のモデル構造（附属書IX）

項目1	...
項目2	...
項目3	...
項目4	...
項目5	...
項目6	...

9. 主要項目の解説 第19条：CEマーキング

ポイント

CEマークは

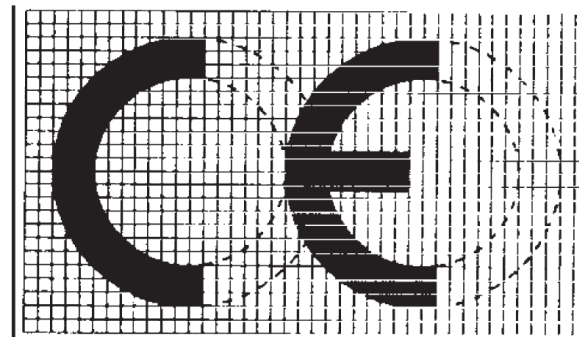
CEマーキングは、製品がEU諸国で販売される際に必要となる安全規格に適合していることを示すためのマークです。これは、製品の安全性、健康、環境保護を確保するために導入されたもので、EU諸国で製造された製品には必ず表示する必要があります。

規則(EC)No 765/2008の第30条より

規則(EC)No 765/2008の第30条は、CEマーキングの適用範囲と条件を定めています。この規則は、EU諸国で製造された製品に対して適用され、製品の安全性、健康、環境保護を確保するために導入されたものです。

CE marking

1. The CE marking shall consist of the initials 'CE' taking the following form:



2. If the CE marking is reduced or enlarged, the proportions given in the graduated drawing in paragraph 1 shall be respected.
3. Where specific legislation does not impose specific dimensions, the CE marking shall be at least 5 mm high.



「CE」はフランス語の「Conformité Européenne（英語：European Conformity）」

9. 主要項目の解説 第48条：デューデリジェンスポリシー①

ポイント

（この部分は画像がぼやけており、具体的な内容は不明です）

原材料とリスクカテゴリーのリスト（**附属書x**）

原材料	リスクカテゴリー
（この部分は画像がぼやけており、具体的な内容は不明です）	（この部分は画像がぼやけており、具体的な内容は不明です）



「デューデリジェンス（相当な注意義務）」とは 対象となる企業などの価値、リスク等を調査すること

9. 主要項目の解説 第48条：デューデリジェンスポリシー②

要件に適用される国際的に認められたデューデリジェンス手段

1. 取締役が合理的に期待される調査を実施し、その結果に基づき、当該取引が本邦の法令に適合していることを確認する。	取締役が合理的に期待される調査を実施し、その結果に基づき、当該取引が本邦の法令に適合していることを確認する。
2. 取締役が合理的に期待される調査を実施し、その結果に基づき、当該取引が本邦の法令に適合していることを確認する。	取締役が合理的に期待される調査を実施し、その結果に基づき、当該取引が本邦の法令に適合していることを確認する。
3. 取締役が合理的に期待される調査を実施し、その結果に基づき、当該取引が本邦の法令に適合していることを確認する。	取締役が合理的に期待される調査を実施し、その結果に基づき、当該取引が本邦の法令に適合していることを確認する。
4. 取締役が合理的に期待される調査を実施し、その結果に基づき、当該取引が本邦の法令に適合していることを確認する。	取締役が合理的に期待される調査を実施し、その結果に基づき、当該取引が本邦の法令に適合していることを確認する。
5. 取締役が合理的に期待される調査を実施し、その結果に基づき、当該取引が本邦の法令に適合していることを確認する。	取締役が合理的に期待される調査を実施し、その結果に基づき、当該取引が本邦の法令に適合していることを確認する。
6. 取締役が合理的に期待される調査を実施し、その結果に基づき、当該取引が本邦の法令に適合していることを確認する。	取締役が合理的に期待される調査を実施し、その結果に基づき、当該取引が本邦の法令に適合していることを確認する。
7. 取締役が合理的に期待される調査を実施し、その結果に基づき、当該取引が本邦の法令に適合していることを確認する。	取締役が合理的に期待される調査を実施し、その結果に基づき、当該取引が本邦の法令に適合していることを確認する。
8. 取締役が合理的に期待される調査を実施し、その結果に基づき、当該取引が本邦の法令に適合していることを確認する。	取締役が合理的に期待される調査を実施し、その結果に基づき、当該取引が本邦の法令に適合していることを確認する。

9. 主要項目の解説 第48条：デューデリジェンスポリシー③

【参考】日本国内での動き

人権デューデリジェンスの実施状況

日本国内での動きに関する図表。上部には日本語のタイトルと本文があり、下部には青い背景のボックスが配置されている。

人権デューデリジェンスの実施状況に関する図表。右側には黄色と灰色の領域が示されたグラフやマップが描かれている。

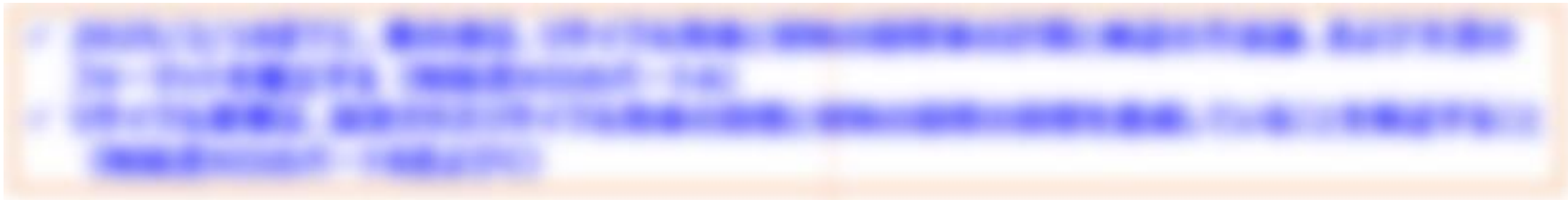
9. 主要項目の解説 第61条：廃電池の回収

ポイント

- ✓ 生産者は、使用済み電気自動車用バッテリーをエンドユーザーから無料で引き取ること、または以下と協力して設置した収集ポイントを含む回収および収集システムから引き取ること

9. 主要項目の解説 第71条：リサイクル・材料回収の目標

ポイント



リサイクル効率の目標（附属書XIIのパートB）

*平均重量に対する割合

電池の種類	～2025/12/31	～2030/12/31
鉛蓄電池		
Liベースの電池		
Ni-Cd電池		
その他電池		

材料回収の目標（附属書XIIのパートC）

*平均重量に対する割合

材料名	～2027/12/31	～2031/12/31

9. 主要項目の解説 第73条：廃電池の再利用・転用



BLUE SKY

ポイント

廃電池を再利用または転用するために、以下の対応が必要

- 1. 廃電池の回収・分別収集
- 2. 廃電池の再利用・転用
- 3. 廃電池の資源化

9. 主要項目の解説 第77条：バッテリーパスポート①

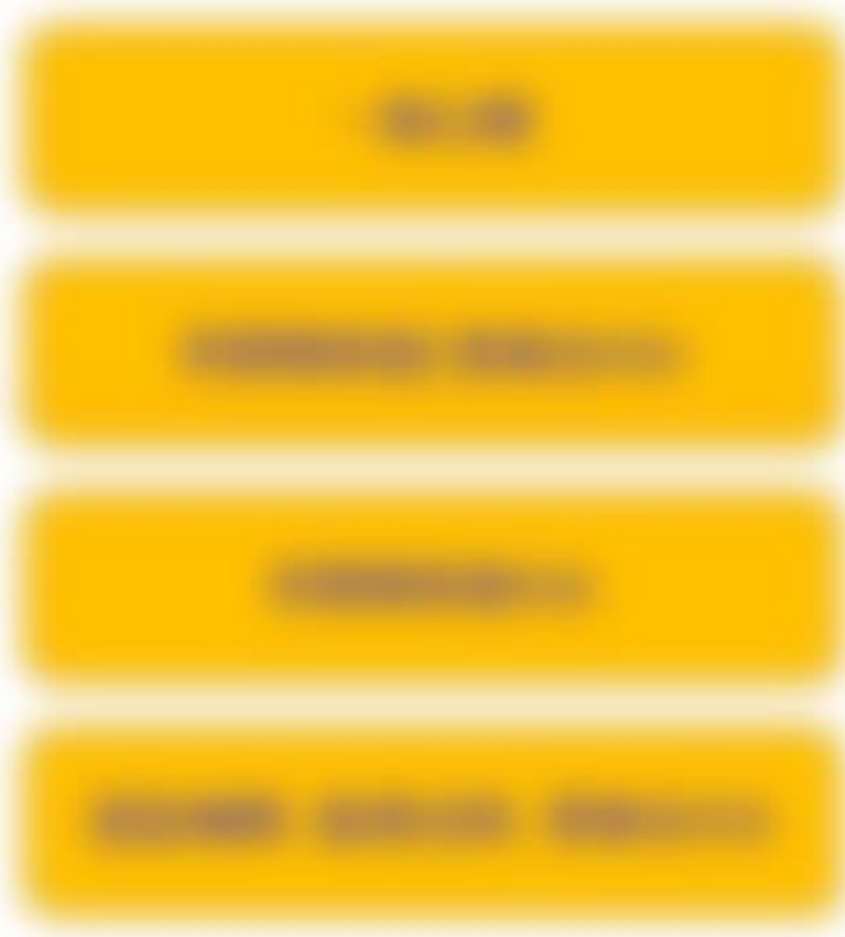
ポイント



「アグリゲーター」とは「集める人・物・組織」のことを指し、ここでは「特定卸供給事業者」や「小売電気事業者」が想定されます。

9. 主要項目の解説 第77条：バッテリーパスポート②

バッテリーパスポート情報開示レベル



別スライドにて説明



別スライドにて説明



別スライドにて説明

準拠を証明するテストレポートの結果

9. 主要項目の解説 第77条：バッテリーパスポート③

バッテリーパスポートに必要な情報（附属書XIII）：一般公開

No	情報の内容	関連箇条
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		

9. 主要項目の解説 第77条：バッテリーパスポート④

バッテリーパスポートに必要な情報（附属書XIII）：正当な利害関係者および委員会のみがアクセスできる

No	情報の内容	関連箇条
1		
2		
3		
4		

9. 主要項目の解説 第77条：バッテリーパスポート⑤

バッテリーパスポートに必要な情報（附属書XIII）：正当な利害関係者のみがアクセスできる個々のバッテリーに関する情報とデータ

No	情報の内容	関連箇条
1		
2		
3		
4		

9. 主要項目の解説 第77条：バッテリーパスポート⑥

- ✓ バッテリーパスポートは、EUが作成しているものではなく、GBA（Global Battery Alliance）という組織が推進するソリューションです。

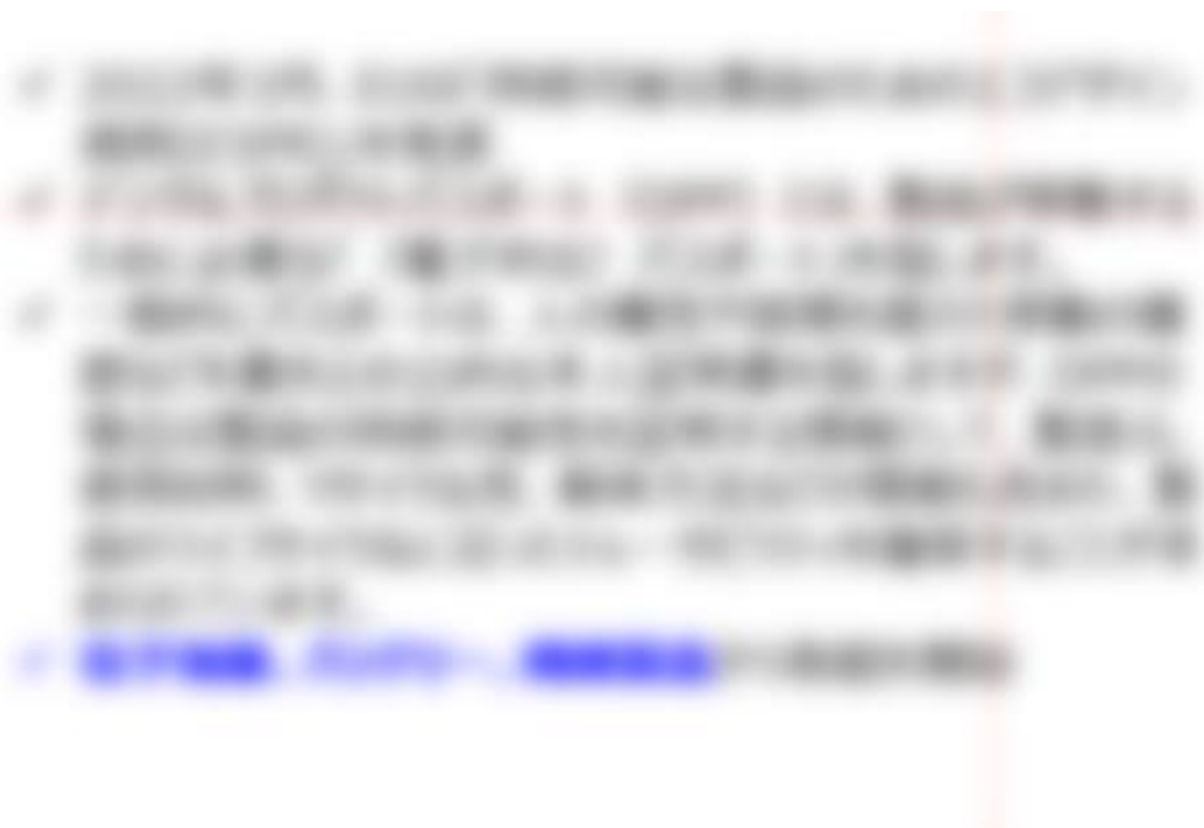


9. 主要項目の解説 第77条：バッテリーパスポート⑥

(参考情報)



EUが推進するデジタル製品パスポート (DPP : Digital Product Passport)



1. 背景
2. 発行
3. 構成
4. 適用範囲
5. 電池区分
6. 事業者
7. プロセス概略
8. スケジュール
9. 主要項目の解説
- 10. 関連業界動向トピック**

